

平成23年行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	肝炎治療特別促進事業費		担当部局庁	健康局		作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	平成20年度		担当課室	疾病対策課肝炎対策推進室		肝炎対策推進室 神ノ田昌博	
会計区分	一般会計		施策名	4-3-4 感染症の発生・まんを延防止する			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	肝炎対策基本法 第15条、附則第2条第2項		関係する計画、通知等	「感染症特別促進事業について」			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	国内最大級の感染症であるB型ウイルス性肝炎及びC型ウイルス性肝炎に対する治療法の中には、インターフェロン治療あるいは、核酸アナログ製剤治療があるが、これらは月額又は累積の医療費が高額となることから、その医療費に対する助成を行い、将来の肝硬変・肝がんといったより重篤な病態への進行を防ぐこと又は遅らせることにより、肝炎ウイルスの感染防止、ひいては国民の健康の保持増進を図る。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	各都道府県において、インターフェロン治療又は核酸アナログ製剤治療が必要なB型肝炎患者及びC型肝炎患者に対し、医療費の助成を行う。 【肝炎対策基本法第15条】 国及び地方公共団体は、肝炎患者が必要に応じ適切な肝炎治療を受けることができるよう、肝炎患者に係る経済的負担を軽減するために必要な施策を講ずるものとする。 補助率: 都道府県 1/2						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求	
		当初予算	12,935	12,935	18,007	15,126	13,618
		補正予算					
		繰越し等					
	計	12,935	12,935	18,007	15,126	13,618	
	執行額	3,856	5,467	9,338			
執行率(%)	30%	42%	52%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	20年度	21年度	22年度	目標値 (年度)
	肝炎対策基本指針に基づき、種々の目標設定に資する調査及び研究を行うこととしており、この成果等を踏まえて検討する予定。	成果実績	—	—	—	—	—
	達成度	%	—	—	—		
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	20年度	21年度	22年度	23年度活動見込
	肝炎治療受給者証交付件数	活動実績 (当初見込み)	件	44,731 —	26,594 —	66,835 —	— —
単位当たりコスト	—		算出根拠	「肝炎治療受給者証交付件数」は事業実績の一部であり、実績額から当該件数に投入された費用のみを抽出することは困難である。			
平成23・24年度予算内訳	費目	23年度当初予算	24年度要求	主な増減理由			
	扶助費	14,981	13,457	対象者等の見直しによる減			
	事務費	145	161	対象者等の見直しによる増			
	計	15,126	13,618				

事業所管部局による点検			
	評価	項目	特記事項
目的・状況・予算の	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	各患者の事情により、肝炎治療まで至らない場合があると考えており、必要に応じて治療に至らなかった詳細な理由について把握するよう努めることとする。
	－	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業ではないか。	
	△	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、使途・費目・	－	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	
	－	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	－	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	
	－	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	－	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	－	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	
	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	<p>当該事業においては、肝炎対策基本法第15条や附則第2条第2項などにより、医療に関する状況を勘案して、検討し、講ずるべきとされている施策の1つであるが、執行状況等を踏まえ、平成23年度予算においては、対前年度84%(▲2,881,151千円)の規模に縮減を図ったところ。</p> <p>引き続き、効果的な助成事業の実施に必要な予算を確保しつつ、肝炎患者支援対策を進める。</p>		
予算監視・効率化チームの所見			
一部改善	<p>肝炎治療特別促進事業費については、肝炎対策基本法にもとづく必要な事業であるが、毎年度恒常的に不用が生じており、予算と執行の乖離の要因等を精査し、予算を縮減すべき。</p>		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
<p>事業実績を踏まえ、対象者数の見直しを行うとともに、肝炎患者がより制度を利用しやすくなるよう、必要な経費を計上した。(反映額: ▲1,508百万円)</p>			
補記 (過去に事業仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
<p></p>			

厚生労働省 5,467百万円  
※平成21年度実績

各自治体から申請のあった事業内容を精査の上、国庫補助金を交付



【補助】

A 都道府県(47) 5,467百万円

肝炎患者が行う医療費助成受給者証の交付申請内容の審査及び医療費の支払事務を行う。

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を  
行っているか  
について補足  
する) (単  
位: 百万円)

A.大阪府			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
扶助費	肝炎治療を受ける者に対する医療費の助成	404			
委託費	受給者証発行業務委託	6			
役務費	郵送代等	2			
使用料及び賃借料	コンピューターリース料等	1			
その他	報償費、旅費、需用費等	1			
計		414	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途  
 (「資金の流れ」  
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	大阪府	肝炎患者が行う医療費助成受給者証の交付申請内容の審査及び医療費の支払事務を行う。	414		
2	福岡県	肝炎患者が行う医療費助成受給者証の交付申請内容の審査及び医療費の支払事務を行う。	393		
3	兵庫県	肝炎患者が行う医療費助成受給者証の交付申請内容の審査及び医療費の支払事務を行う。	284		
4	東京都	肝炎患者が行う医療費助成受給者証の交付申請内容の審査及び医療費の支払事務を行う。	277		
5	埼玉県	肝炎患者が行う医療費助成受給者証の交付申請内容の審査及び医療費の支払事務を行う。	274		
6	神奈川県	肝炎患者が行う医療費助成受給者証の交付申請内容の審査及び医療費の支払事務を行う。	261		
7	千葉県	肝炎患者が行う医療費助成受給者証の交付申請内容の審査及び医療費の支払事務を行う。	215		
8	愛知県	肝炎患者が行う医療費助成受給者証の交付申請内容の審査及び医療費の支払事務を行う。	213		
9	広島県	肝炎患者が行う医療費助成受給者証の交付申請内容の審査及び医療費の支払事務を行う。	208		
10	北海道	肝炎患者が行う医療費助成受給者証の交付申請内容の審査及び医療費の支払事務を行う。	158		